

岩手県告示第382号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年5月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
平泉町	当該市町村で定める場所	平成24年6月26日（午後）
金ヶ崎町	〃	平成24年6月29日
一関市（花泉町、東山町、大東町、千厩町、室根町、川崎町及び藤沢町を除く。）	〃	平成24年7月2日（午後）、同月3日及び同月4日
一関市花泉町	〃	平成24年7月5日及び同月6日（午前）
一関市東山町	〃	平成24年7月9日（午後）
一関市大東町	〃	平成24年7月10日
一関市千厩町	〃	平成24年7月11日
一関市室根町	〃	平成24年7月12日
一関市川崎町	〃	平成24年7月13日（午前）
一関市藤沢町	〃	平成24年7月17日（午後）及び同月18日（午前）
住田町	〃	平成24年7月24日（午後）及び同月25日（午前）
奥州市水沢区	〃	平成24年8月20日（午後）、同月21日、同月22日及び同月23日（午前）
奥州市胆沢区	〃	平成24年8月23日（午後）及び同月24日（午前）
奥州市前沢区	〃	平成24年8月29日（午後）、同月30日及び同月31日（午前）
奥州市衣川区	〃	平成24年8月31日（午後）
奥州市江刺区	〃	平成24年9月3日（午後）、同月4日及び同月5日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター